

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
<p>(2) 介護・予防給付の実績管理</p>	<p>・ 居宅介護（支援）サービス計画作成情報及び給付管理票の作成情報の受給者台帳への記録</p> <p>1 居宅介護（支援）サービス費の給付実績が適切に管理されているか。</p> <p>・ 給付実績の下記居宅サービスの区分・種類ごとの支給限度額管理期間単位での管理</p> <p>[訪問通所サービス]</p> <p>① 訪問介護 ② 訪問入浴介護</p> <p>③ 訪問看護 ④ 訪問リハビリテーション</p> <p>⑤ 通所介護 ⑥ 通所リハビリテーション</p> <p>⑦ 福祉用具貸与</p> <p>[短期入所サービス]</p> <p>⑧ 短期入所生活介護 ⑨ 短期入所療養介護</p> <p>[区分対象外]</p> <p>⑩ 居宅療養管理指導</p> <p>⑪ 痴呆対応型共同生活介護（居宅支援サービス適用外）</p> <p>⑫ 特定施設入所者生活介護</p> <p>2 居宅介護（支援）サービス計画費の給付実績が適切に管理されているか。</p> <p>・ 給付実績の月単位での管理</p> <p>3 施設介護サービス費の給付実績が適切に管理されているか。</p>	<p>法第43条、第55条</p> <p>規則第66条～第69条</p> <p>規則第86条～第88条</p> <p>法第48条</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料滞納による給付支払方法の変更の場合 (3) 特例居宅介護（支援）サービス費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅要介護（要支援）認定申請前に緊急その他やむを得ない理由によりサービスを受けた場合 ・ 基準該当居宅サービスを受けた場合 ・ 離島等のサービス確保が困難な地域等で相当するサービスを受けた場合 ・ 緊急その他やむを得ない理由で被保険者証を提示しないでサービスを受けた場合 (4) 特例居宅介護（支援）サービス計画費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 基準該当居宅介護支援を受けた場合 ・ 離島等のサービス確保が困難な地域で相当するサービスを受けた場合 ・ 緊急その他やむを得ない理由で被保険者証を提示しないで指定居宅介護支援を受けた場合 (5) 特例施設介護サービス費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 要介護認定申請前に緊急その他やむを得ない理由により指定施設サービス等を受けた場合 ・ 緊急その他やむを得ない理由で被保険者証を提示しないで指定施設サービス等を受けた場合 	<p>法第42条、第54条</p> <p>施行法第2条</p> <p>施行令第15条、第24条</p> <p>法第47条、第59条</p> <p>施行令第20条、第29条</p> <p>法第49条</p> <p>施行令第22条</p>
(4) 高額介護（居宅支援）サービス費	高額介護（居宅支援）サービス費の支給が適切に行われているか。	法第51条、第61条 施行令第22条の2、第2

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
<p>の支給</p> <p>(5) 短期入所の利用 限度日数の特例措 置</p> <p>(6) 特別給付</p> <p>(7) 他の法令による</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要介護（要支援）被保険者による申請（1割の定率負担の領収書の添付） ・ 申請者の所得（市町村民税の課税状況等）の確認 ・ 過去の保険料未納により保険給付率が引き下げられている者の給付額の減額情報の確認 ・ 居宅介護（支援）サービス費給付実績の確認 ・ 高額介護（居宅支援）サービス費給付実績の記録（月単位） <p>1 訪問通所サービス区分の区分支給限度基準額の短期入所サービス区分の利用日数への振替は適切に行われているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ この振替措置を実施する市町村においては、その内容及び手続について、被保険者及びサービス事業者に対して周知しているか。 ・ 振り替えを行った日数の計算は適切に行われているか。 <p>2 訪問通所サービスの利用実績が6割未満の場合の次期認定有効期間に係る枠拡大措置は適切に行われているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次期拡大措置の適用を受ける者の適否は適切か。 ・ 次期拡大措置の適用を受け、かつ振替措置を行った場合の限度日数の管理は適切に行われているか。 <p>特別給付を行っている場合は適切に実施されているか。</p> <p>労働者災害補償保険法等他法令による給付との調整が適切</p>	<p>9条の2 規則第83条の4、第97条の2</p> <p>平12告示第93号</p> <p>規則第68条、第87条 平12告示第37号、第94号</p> <p>法第62条</p> <p>法第20条</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
給付との調整	に行われているか。	施行令第11条
(8) 損害賠償請求及び不正利得の徴収等	<p>1 第三者行為に対する求償事務は適切に行われているか。</p> <p>2 不正利得の徴収等事務は適切に行われているか。</p>	<p>法第21条</p> <p>法第22条</p>
第6 保健福祉事業	保健福祉事業を行っている場合は適切に実施されているか。	法第175条
第7 市町村介護保険事業計画	<p>1 市町村介護保険事業計画は適切に策定されているか。</p> <p>2 介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策は、適切に実施されているか。</p>	法第117条
第8 保険財政関係		
1 会計処理	<p>会計処理は適切か。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別会計を設けているか。 ・保険事業勘定、介護サービス事業勘定に区分されているか。 ・予算額の計上は適切か。 ・予算執行及び決算処理は適切か。 	<p>法第3条</p> <p>施行令第1条</p> <p>規則第1条</p> <p>算定政令第3条</p>
2 国庫支出金等	<p>国庫支出金等の処理は適切に行われているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・負担金、交付金等の処理は適切に行われているか。 ・調整交付金を算定する際の基礎数字は適切か。 	<p>法第121条～第128条</p> <p>算定政令第1条～第5条の2</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
<p>第9 保険料</p> <p>1 保険料算定</p> <p>2 徴収方法</p> <p>3 減免、徴収猶予</p>	<p>保険料算定は適切に行われているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料率の算定 ・ 所得の把握 ・ 保険料額の算定 ・ 被保険者台帳への記録 <p>徴収事務は適切に実施されているか。</p> <p>1 特別徴収</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年金保険者からの被保険者情報の通知の受理 ・ 特別徴収額の決定 ・ 特別徴収対象年金給付が2以上ある場合の先順位の決定 ・ 特別徴収義務者及び特別徴収対象被保険者への通知 ・ 特別徴収ができなくなった場合の事務処理 ・ 被保険者台帳への記録 ・ 保険料納付原簿への記録 <p>2 普通徴収</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料額の決定 ・ 納入の通知 ・ 被保険者台帳への記録 ・ 保険料納付原簿への記録 <p>1 減免、徴収猶予について、条例に規定されているか。</p> <p>2 条例に基づき、減免、徴収猶予の事務は適切に処理され</p>	<p>法第129条</p> <p>施行令第38条、第39条</p> <p>施行令附則第6条</p> <p>規則第141条～第143条</p> <p>法第130条～第141条、第143条～第145条</p> <p>施行法第16条</p> <p>施行令第40条～第45条</p> <p>規則第144条～第158条</p> <p>法第142条</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
4 滞納	<p>ているか。</p> <p>3 条例に基づき、減免、徴収猶予の取消事務は適切に処理されているか。</p> <p>滞納管理が適切に行われているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険料納付の実績管理 ・督促、延滞金計算 ・時効処理 ・給付額からの滞納保険料額控除処理 ・被保険者台帳、受給者台帳への記録 ・保険料納付原簿への記録 	<p>法第66条、第67条、第144条</p>
5 過誤納	<p>過誤納の処理は適切に行われているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過誤納発生の把握 ・過誤納額還付処理 ・過誤納額充当処理 ・被保険者への通知 ・被保険者台帳への記録 	<p>法第139条 規則第156条、第157条</p>
第10 苦情の処理	<p>介護サービス利用に関する苦情への対応が適切に行われているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・苦情を受け付けるための窓口の設置及び苦情処理に係る台帳を整備しているか。 ・苦情処理は、迅速かつ適切に行われているか。 ・国保連合会及び都道府県との連携が図られているか。 	

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
第11 広報等	<p>制度の趣旨、内容について、被保険者その他関係者の理解を深めるための広報等が適切に行われているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報等が計画的に行われているか。 ・ サービス内容や届出事項等の情報提供が適切に行われているか。 ・ 相談や照会等への対応が適切に行われているか。 ・ その他制度への理解を深めるための工夫がなされているか。 	法施行通知第3